

## 廃棄物の基準と区分

	受 入 基 準
共通受入基準	① 福井県内の事業所で発生した産業廃棄物であること。 ② 一般廃棄物または特別管理産業廃棄物でないこと。 ③ 液状の産業廃棄物でないこと。 ④ 引火性、発火性、発熱、火気、熱気を帯びていないもの、及び有毒ガスの発生のないもの。 ⑤ 著しい臭気がないもの。 ⑥ 著しい飛散性を有しないもの。 ⑦ 油分を含まないもの。 ⑧ 中空の状態でないこと。 ⑨ 水面に浮かないもの。 ⑩ 石綿含有産業廃棄物を含まないこと。 ⑪ 蛍光灯・水銀灯（破片を含む）・プリント基板を含まないこと。 ⑫ 水銀含有ばいじん等ではないこと。 ⑬ 水銀使用製品産業廃棄物でないこと。

安定型最終処分場埋立	廃プラスチック類	① 最大径おおむね 15 c m以下であること。 ② 中空状態でないこと。 ③ 紙、油が付着していないこと。 ④ 有害な物質が付着または、含有していないこと。
	金属くず	① 最大径おおむね 50 c m以下であること。 ② 紙、油が付着していないこと。 ③ 有害な物質が付着または、含有していないこと。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード除く）	① 最大径おおむね 50 c m以下であること。 ② 紙、油が付着していないこと。 ③ 有害な物質が付着または、含有していないこと。 ④ 廃石膏ボードを含まないこと。
	がれき類	① 最大径おおむね 50 c m以下であること。 ② 紙、油が付着していないこと。 ③ 有害な物質が付着または、含有していないこと。